

## 第 48 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業の環境・社会影響配慮策について（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

提案者：メコン・ウォッチ 東智美・木口由香

背景：

2011 年 1 月、財務省の玉木財務官がラオス・ナムトゥン 2 の現地視察を行った。しかし、メコン・ウォッチが 3 月に、本事業による移転村 2 村と発電後の水の放流による影響を受けているセバンファイ川流域の 2 村の住民からの聞き取り調査を行ったところ、移転住民の長期的な生計回復や補償問題、セバンファイ川の下流の村落貯蓄基金による借金問題といった課題は解決されていないことが明らかになった。

調査によって明らかになった問題点は以下の通りである（別紙 1・2 参照）。

- 移転前に水田・果樹への補償が実施されなかったことが、補償の支払いの混乱を招いており、住民の苦情申し立てに対する対応が滞っている。
- 未だ長期的な生計回復の道筋は見え、多くの住民は現金収入を違法伐採に頼っている。
- 補償農地の灌漑が機能していない。
- セバンファイ川の漁業は壊滅的な打撃を受けている。
- セバンファイ川の下流では、一定数の影響住民が、補償事業の村落貯蓄基金によって借金を負い、生活を脅かされている。
- ナムトゥン 2 電力会社（NTPC）による生活水準調査の有効性には疑問がある。

質問：

1. 現地で生じている問題のうち、特に補償問題に関する異議申し立てメカニズムの有効性、セバンファイ川下流の借金問題の深刻さに関する世銀・ADB と NGO の認識が大きく異なっている。補償問題については、住民の異議申し立ての状況を明らかにした上で、速やかな対応が取られるべきである。下流の借金問題に関して、世銀は「(借金を抱えているのは) 個別のケース」との認識を示しているが、現地調査を行った村では半数近くの世帯が、返済期限を過ぎても完済しておらず、住民の生活を圧迫しているケースが一定数生じている。他の村でも同様の事例が起きていないかを調査するとともに、村落貯蓄基金による借金問題を抱える世帯への対応が求められる。
2. これまで財務省-NGO 定期協議の場や世銀・ADB への書簡を通じて、生活水準調査（Living Standard Measurement Survey）、下流の貯蓄基金スキームの評価（Evaluation of the Savings and Credit Scheme in the Downstream Area）の報告書等を含む情報公開を要求してきたが、世銀や NTPC からはデータの一部が公開されるのみで、調査手法や対象、調査結果の全容は公開されていない。例えば、現地訪問では、大部分の地域住民にとっては違法伐採が主な収入源になっていることが明らかになったが、こうした非持続的な生計手段が、影響住民の生活向上

に関する NTPC の評価には反映されていない可能性がある。財務省としては、調査手法を含む報告書が公開されない理由をどのようにお考えか。

3. 財務官の本事業の現地訪問を受け、日本政府としては、今後、どのような方針で本事業をモニタリングしていくかをお伺いしたい。

参考資料：

- ・ ラオス・ナムトゥン2事業現地訪問（2011年3月16-19日）報告
- ・ ラオス・ナムトゥン2事業現地訪問（2011年3月16-19日）フォトレポート

## 議題2：アジア開発銀行（ADB）のアカウントビリティ制度改訂について

提案者：田辺有輝、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

背景：

現在、アジア開発銀行（ADB）では、アカウントビリティ制度の改訂作業を行っている。3月末までコンサルティングペーパーに対するパブリックコメント受付が行われた。その後、1週間も経過しないうちにワーキングペーパーが公開されたため、外部コメントを十分に検討・反映していないのではないかと懸念がNGOから上がった。ADBは再度、ワーキングペーパーに対するコメントを6月1日まで受け付けることとし、6月以降に第2次ワーキングペーパーを作成することになった。JACSESは、5月末にADBに対してワーキングペーパーへのコメントを提出したが、本協議会ではこのコメントに基づいて議論したい。

質問1：

これまでの改訂プロセスについて、以下の点を伺いたい。

- パブリックコメント終了後1週間も経過しないうちにワーキングペーパーが公開されたのはなぜか。
- どのような経緯で第2次ワーキングペーパーを作成することに至ったのか。
- 財務省は、今回の一連のプロセスについてどのような認識を持っているか。

質問2：

今後の改訂プロセスについて、第2次ワーキングペーパーの公開予定、理事会承認の見通しが決まっていれば伺いたい。

質問3：

以下の各ポイント（詳細は先日送付したコメントを参照）について、財務省の見解を伺いたい。

- コメント1：SPF経験者のADBによる再雇用の禁止について
- コメント2：間接的被害の適用について
- コメント3：プロジェクトの苦情メカニズムを異議申し立て前の要件とすることについて
- コメント4：異議申し立て受付の終了期間の延長について
- コメント5：CRPプロセスからSPFプロセスへのスイッチングやCRP終了後のSPFへの申し立て

について

- コメント6：CRPの現地訪問が拒否された場合の対応について
- コメント7：FIプロジェクトの適用について

### 議題3：GMSカンボジア鉄道復興事業（ADB融資案件）にかかわる非自発的住民移転問題について

提案者：土井利幸（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、代表理事）

事業名：GMSカンボジア鉄道復興（ADB融資：Loan-2288 REG、2602 REG、ADB技術援助：TA-6251 REG）（プロジェクト番号37269）

#### 【背景】

2006年12月、アジア開発銀行（ADB）は、オーストラリア政府などと協力して、カンボジア政府の国有鉄道復興事業（全長約600キロの路線や関連施設の復興・建設）に融資する決定を下した<sup>1</sup>。本案の住民立退き（影響世帯総数4,000以上）で発生した問題をめぐる現地NGO・住民とADBとのやり取りについては、2010年12月の第46回NGO財務省定期協議で報告・協議させていただいた通りである<sup>2</sup>。

ところが、その後、移転問題の抜本的解決はなされず<sup>3</sup>、プノンペンにおける住民移転が本格化する中で新たな問題も発生している<sup>4</sup>。ADBは2011年5月にオーストラリア政府と共同で移転調査ミッション（RRM）をカンボジアに派遣し、プノンペンでもNGO・移転住民代表と協議を行った。また、6月9日には千賀東南アジア局長がNGO・住民代表と二度目になる協議会を開催した（一度目は2010年12月）が、この席でも具体的な解決策は提示されず、NGO・住民側のADBに対する不信・不満は高まっている。

現地NGO・移転住民が指摘している問題は多岐にわたるが、ここでは問題解決に向けて必要だと思われる点にしばって協議させていただきたい。

#### 【質問】

質問1：移転調査ミッション（RRM）の提言内容について

現在、移転調査ミッションが結果と提言をまとめていると思われるが、これまでの住民の申立てや現地NGOの調査結果から判断して、移転計画（特に補償基準）の見直しやDetailed Measurement Survey（DMS）のやり直しも視野に入れた抜本的な解決策が盛り込まれるべきである。財務省の見解はどうか。また、ADBが移転調査ミッションの結果と提言をどのようにして移転住民に周知する予定であるのか、財務省を通して確認したい。

質問2：融資引出し停止措置について

この点は第46回定期協議でも提案したが、その時点での財務省の見解は、ADBを通してカンボジア政

<sup>1</sup> 事業の詳細は <http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/GMSRailway.html> を参照のこと。

<sup>2</sup> 第46回議事録 <http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof46.pdf> を参照のこと。

<sup>3</sup> 資料1の対照表（Bridges Across Borders 作成）を参照のこと。この対照表は移転調査ミッションにも提出されている。

<sup>4</sup> 資料2の報告（Sahmakum Teang Tnaut 作成）を参照のこと。なお、この報告書は一般公開用ではないため取扱いに注意していただきたい。協議会当日までには一般公開用の報告書が完成する予定である。報告書の内容は6月9日の移転調査ミッションとNGO・住民代表との協議会（於プノンペン）で公表されている。

府の取組みを強化することが有効といったものであった。ところが、その後ほとんど成果が見られない。ADB とカンボジア政府が移転問題の解決に集中できる環境を整えるためには、融資引出し停止といった抜本的な対策を取ることが効果的だと考えるが、財務省の見解はいかがか。

#### 質問 3：移転住民に対する DMS の結果の公開について

現地 NGO からの聞き取りによると<sup>5</sup>、移転住民は DMS の結果（特に、補償対象と額の詳細）について、補償金の受領に同意した時点ではじめて知らされる。そのため、住民自身が補償の適切性を早期に判断することができず、異議申立ての多さにもつながっていると考えられる。住民がいつどのような形で DMS の結果を知らされているのか、財務省を通して、まず ADB の認識を確認したい。DMS の結果は DMS が実施された時点で住民に周知されるべきだと思われるが、この点についての財務省の見解はいかがか。

#### 議題 4：OECD・輸出信用部会の原子力に関するセクター合意と JBIC の原発輸出政策について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 清水規子

##### ■背景

OECD・輸出信用部会（ECG）の原子力に関するセクター合意が、2009年6月に改訂されている。この改訂によって、輸出信用機関（ECA）による原子力に関するセクター合意は、譲許的な条件（返済期間の延長等）での支援が可能になった。このように、過去 ECG では、各国 ECA を通じて原発輸出を推進するための政策が採られてきており、実際、OECD メンバー国による原発輸出の支援もこれまで活発に行われてきた（参考資料）。

一方、今年4月に開催された第125回 ECG では、福島第一原発の事故に関する発表があり、第126回 ECG 会合（6月20日の週に開催）では今後の原子力輸出に関する基準について議論されることになっていた。

また日本政府としては、5月17日の閣議決定において、原発輸出などを柱としたパッケージ型インフラ海外展開を「再検証」する方針を固めた。現在も続いている福島第一原発の事故における深刻な被害を鑑みれば、FoE Japan としても、重大な危険性を孕む原発の輸出については、その是非の議論から始めるべきだと考えている。

しかしその一方で、JBIC の組織改編に伴い、JBIC に「原子力・新エネルギー部」が創設されることが6月に決定している。

##### ■質問

1. 第125回 ECG における、福島第一原発の事故に関する発表の内容、発表者、その後の議論の内容について教えていただきたい。
2. 第126回 ECG において、原発輸出支援に関する基準に関する議論が行われることになっていたようだが（OECD の HP より）、どのような議論が行われたのか。セクター合意の改訂を念頭においているのか。
3. ECG では、福島での事故を受け、セクター合意にあるような従来までの信用付与の条件のみな

<sup>5</sup> 資料2を参照のこと

- らず、むしろ原発輸出の是非や原発の安全性基準等も含めた議論をするべきではないのか。
4. 財務省として、ECGにおける原発輸出政策をどのような方向にしたいと考えているのか。
  5. 日本政府が、原発輸出政策を再検証するという状況の中、JBICに「原子力・新エネルギー部」が創設された理由は何か。
  6. 原発輸出のパッケージ型インフラ海外展開は、政府のどこで今後議論される予定か。パッケージ型インフラ海外展開閣僚会議か。

\*参考資料 ECA Watch (June 2011) 'Financing Nuclear Times'

#### **議題5：国際協力機構（JICA）の海外投融資の再開について**

**提案者：田辺有輝、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）**

背景：

2010年6月の閣議決定「新成長戦略」において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」ことが決定された。また同年12月に開催された「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」において、JICAの海外投融資について年度内再開の方針が決定された。さらに2011年1月の閣議決定「新成長戦略実現2011」ではパイロットアプローチの下で年度内に再開を実現することが決定した。2月18日にJICAは「海外投融資にかかる研究・評価について」と題するレポートを発表。2月25日には海外投融資にかかる意見交換会が開催された。同日、NGOから連名で「海外投融資の再開の検討に関する要請書」を提出・発表した。

質問1：

7月1日現在、JICAのウェブサイト<sup>6</sup>では「現在関係省及びJICAにおいて再開後の海外投融資に関する制度設計（対象分野、出融資条件等）を進めております。左記が固まりましたところで改めて本ホームページ上に掲載致します」と記載されている。現在の検討状況及び今後の見通しについて伺いたい。

質問2：

2月の意見交換会ではまだ方針が示されていなかったパイロットのレビューのタイミング・対象案件・方法について教えて頂きたい。

質問3：

JICAのレポート「海外投融資にかかる研究・評価について」では、出資・融資別で全体のIRRは記載されているものの、個別案件ごとのIRRが示されていない。どのような案件で財務面での失敗が生じやすいのかを把握するためには、個別案件ごとのIRRを公開する必要があると考えるが、財務省の見解を伺いたい。

---

<sup>6</sup> [http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/loan/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html)